

両用品目輸出許可証管理弁法（修訂草案）の意見公開募集に関する通知について

2025.10.1

CISTEC 事務局

中国商務部は9月16日、両用品目輸出許可証管理弁法（修訂草案）の意見公開募集を公表¹した（期限は9月16日～10月16日まで）。

2005年12月、修訂草案の前身である、両用品目及び技術輸出入許可証管理弁法²（以下「現弁法」という。）が公布された（2006年1月1日施行）。これは、核両用品及び関連技術輸出管理条例等の個別の条例に基づく輸出管理リスト（核両用品、ミサイル関連物資技術、生物両用品、化学品等）について、それぞれの物資及び技術に関する輸出入許可証の管理強化のため許可証の管理内容等を定めたものである。その後、2024年10月に両用品目輸出管理条例³（以下「管理条例」という。）が制定され、核両用品及び関連技術輸出管理条例等の個別の条例に基づく輸出管理リストを統合した「両用品目輸出管理リスト」が公表⁴された。

今般、発表された修訂草案は、2005年の現弁法に関し、前述の管理条例及びその統合リストが制定されたことに伴い、それを踏まえ改訂等がなされている。基本的には、管理条例に規定されている内容の削除や、別章に規定を移すなどの技術的な改正が多いが、

- ・ 輸出内容の重要要素（品目、仕向国・地域、エンドユーザー、最終用途等）が輸出許可証の情報と一致しない場合に無許可輸出とみなす規定が創設される
- ・ 海関商品番号（HSコード）は税関申告の参考に過ぎず、海関（税関）商品の分類

¹ 关于《两用物项出口许可证管理办法（修订草案征求意见稿）》公开征求意见的通知

（中華人民共和國商務部サイト）別添※CISTEC 仮訳

https://aqygzj.mofcom.gov.cn/zhxx/art/2025/art_f0b7dc37c5cc4ad6b06a068193a263d4.html

² 商務部、海關總署令 2005 年第 29 号《两用物项和技术进出口许可证管理办法》（中華人民共和國商務部サイト） https://aqygzj.mofcom.gov.cn/qdml/art/2015/art_739c9e56bebb420ea8e974a79ca05db1.html

³ 両用品目輸出管理条例（CISTEC 仮訳）

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20241021_yaku.pdf

⁴ 中華人民共和國両用品目輸出管理リスト（CISTEC 仮訳）

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20241125.pdf

※両用品目輸出管理リストにおいて、《輸出管理法》および《中華人民共和國両用品目輸出管理条例》の円滑、効果的な実施を確保し、…輸出管理のガバナンス効果を向上させるため、…国際的な経験と慣行を参考にし、《核両用品及び関連技術輸出管理条例》《ミサイル及び関連品目と技術輸出管理条例》《生物両用品及び関連設備と技術輸出管理条例》《特定化学品及び関連設備と技術輸出管理弁法》及び《監督規制化学品管理条例》等の法規に付属していた輸出管理リスト等に関し、系統的に統合し、統一された《両用品目輸出管理リスト》を作成し、《両用品目管理条例》と併せて実施し、輸出者が関連品目の輸出許可を申請する、とされている。

結果は両用品目に該当するか否かを判定する根拠になりえないことを明記する

等の改正も盛り込まれている。修訂草案の内容及び現弁法との変更点の概要は以下のとおりである。

概要

両用品目輸出許可証管理弁法（修訂草案）は、①総則、②両用品目輸出許可証の交付等、③特殊な状況の処理、④監督検査、⑤法的責任及び⑥付則の全6章40条で構成される。

① 総則（第1章・第1条～第4条）

国の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行し、両用品目の輸出許可証管理を強化・規範化するため本弁法を制定する（第1条）とされ、商務部は両用品目輸出許可証の一元管理部門として、本弁法の執行状況を検査し、違反行為を処罰することに責任を負う（第3条）等について規定されている。

■現弁法（第1章）との変更点

- ・ 商務部及び税関での輸出入許可証管理リストの作成（第4条⁵）、規制対象品目や技術のいかなる輸出入や通過輸送等に関する許可義務（第6条⁶）が「付則（第6章）」第35条及び第37条にそれぞれ移行（技術的な改正）。
- ・ 税関への輸出入許可証の提示義務（第7条）や税関の質問権限等（第9条）が削除（管理条例第21条及び第22条において同趣旨を規定）
- ・ キャッチオール規制の条項（第8条）が削除（同条例第14条において同趣旨を規定）

⁵ 第四条 商務部は税関総署と共同で「両用品目及び技術輸出入許可証管理目録」（別添1、以下「管理目録」という）を制定し公布する。商務部及び税関総署は状況に応じて管理目録を調整し、公告形式で公布することができる。

⁶ 第六条 いかなる方法による輸入・輸出、並びに『管理目録』に掲げる両用品目・技術の国境通過、中継輸送、通し運送についても、両用品目・技術輸入輸出許可証（許可証様式は別添3参照）の取得を要する。

両用品目及び技術が国外と保税区、輸出加工区等の税関特殊監督管理区域、保税監督管理場所との間で出入りする場合、前項の規定を適用する。

両用品目及び技術が国内と保税区、輸出加工区等の税関特殊監督管理区域、保税監督管理場所との間で出入りする場合、または上記税関特殊監督管理区域、保税監督管理場所間で出入りする場合、両用品目及び技術輸出入許可証の取得は不要である。

② 両用品目輸出許可証の交付等（第2章・第5条～第13条）

両用品目輸出許可証の明記事項やペーパーレス管理、発行単位（1 バッチ 1 許可証ごとに 1 回のみ使用。分割の場合は最大 12 分割まで。）、有効期間（1 年以下。延長可）等について規定されている。

■現弁法（第2章）との変更点

- ・核物質、監督規制化学品、有毒化学品前駆物質など個別の主管部門に対する関係手続き（第 11 条）を「付則（第 6 章）」第 34 条に移行（技術的な改正）。
- ・対外交流、交換、協力、援助等の形態による両用品目の輸出の取扱い（第 12 条）を「特殊な状況の処理（第 3 章）」第 16 条に移行（管理条例第 2 条においても同趣旨を規定）。
- ・輸入許可証に関する規定を削除（修訂草案の本章は輸出許可証に特化した内容）。

③ 特殊な状況の処理（第3章・第14条～第19条）

輸出許可証に記載の数量のバルク輸出等における超過数量は 5% 以下（第 14 条）、海外での展覧会に参加等における展示品の取扱い（第 15 条）、見本又は実験サンプル、寄贈、協力、援助その他の方式の輸出の取扱い（第 16 条）、郵便物・携帯品（第 17 条）、民間航空機部品の補修、スペアパーツ（第 18 条）について規定されている。

■現弁法（第3章）との変更点

出入国者の医薬品の携帯品の輸出に関する規定（第 21 条）が削除されているが、それ以外の変更点は殆どない。

④ 監督検査（第4章・第20条～第26条）

輸出許可証の売買、譲渡等の禁止（第 20 条）、輸出許可証の内容変更の原則禁止（第 21 条）、関連資料の 5 年間保管義務（第 22 条）、違反行為を通報可能（第 23 条）、税関連携、輸出許可証の使用状況検査（第 24 条）、輸出許可証発行機関に対する執行状況等の検査（第 25 条）等について規定されている。

■現弁法（第4章）との変更点

- ・修訂草案（第 21 条）では、輸出許可証の内容変更に関し、重要要素（両用品目の種類、仕向国・地域、エンドユーザー、最終用途等）を変更する場合には現輸出許可証

を返却の上再申請を行い、非重要要素を変更する場合には変更申請を行うという形に書き分けている。

- ・修訂草案（第 24 条）では、輸出許可証の使用状況検査の頻度を「定期的に」（現弁法第 32 条）から「毎月」に修正。
- ・修訂草案（第 25 条）では、許可証発行機関による自己検査の期間を「定期的又は不定期」（現弁法第 34 条）から「半年毎」に修正。

⑤ 法的責任（第 5 章・第 27 条～33 条）

無許可輸出、輸出許可証の範囲を超えた輸出等（第 27 条）、税関の処罰（第 28 条）、監督規制化学品の違法輸出（第 29 条）、不正手段による輸出許可証の取得等（第 30 条）、非買展示品の返送義務違反（第 31 条）、輸出許可証発行機関による権限外の輸出許可証の発行（第 32 条）等が規定されている。

■現弁法（第 5 章）との変更点

- ・修訂草案（第 27 条）では、重要要素（品目、仕向国・地域、エンドユーザー、最終用途等）が輸出許可証の情報と一致しない場合に無許可輸出とみなす規定を創設。

⑥ 付則（第 6 章・第 34 条～第 40 条）

核物質、監督規制化学品、有毒化学品前駆物質など個別の主管部門に対する関係手続き（第 34 条）、商務部及び税関での輸出入許可証管理リストの作成等（第 35 条）、包括許可等の管理（第 36 条）、規制対象品目や技術の輸出、中継輸送、再輸出等に関する許可義務（第 37 条）、商務部による輸出許可証発行機関に対する調整（第 38 条）、解釈権（第 39 条）、両用品目技術輸出許可証管理弁法（商務部・海関総署令 2005 年第 29 号）の廃止規定（第 40 条）。

■現弁法（第 6 章）との変更点

- ・修訂草案（第 34 条、第 35 条及び第 37 条）では、現弁法第 1 章及び第 2 章の一部の内容を移行している（上記①及び②を参照）。
- ・修訂草案（第 35 条）では、輸出品目が《管理リスト》に海関商品番号（HS コード）が明記されているか否かに関わらず、全て法に従って両用品目輸出許可証の手続きを必要とし、海関商品番号（HS コード）は税関申告の参考に過ぎず、海関（税関）商品の分類結果は両用品目に該当するか否かを判定する根拠になりえないと規定。

以上

別添

※CISTEC 仮訳

《両用品目輸出許可証管理弁法（修訂草案意見募集稿）》の意見公開募集に関する通知⁷

国の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行し、両用品目の輸出許可証管理を強化・規範化するため、《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国対外貿易法》《中華人民共和国海関法》《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》等の法律法規に基づいて、《両用品目輸出許可証管理弁法（修訂草案意見募集稿）》を検討・起草し、今ここに社会に向けて意見を公開募集する。公衆は以下の手段および方法で意見をフィードバックすることができる：

一、電子メール：fg_agj@mofcom.gov.cn

二、FAX：010-65198437

三、書簡：北京市東長安街2号商務部産業安全与進出管制局、郵便番号 100731。

電子メールの件名、FAX の1枚目または封筒に“両用品目輸出許可証管理弁法（修訂草案意見募集稿）”と明記してください。

意見のフィードバックの締切日は2025年10月16日とする。

付属文書：両用品目輸出許可証管理弁法（修訂草案意見募集稿）.wps

商務部産業安全与進出口管制局

2025年9月16日

⁷（訳者注）「关于《两用物项出口许可证管理办法（修订草案征求意见稿）》公开征求意见的通知」（中華人民共和国商務部サイト産業安全与進出口管制局・綜合信息 2025年9月16日）
https://aqygjz.mofcom.gov.cn/zhxx/art/2025/art_f0b7dc37c5cc4ad6b06a068193a263d4.html

両用品目輸出許可証管理弁法 (修訂草案意見募集稿)

第一章 総則

第一条 国の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行し、両用品目の輸出許可証管理を強化・規範化するため、《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国対外貿易法》《中華人民共和国海関法》《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》等の法律法規に基づいて、《両用品目輸出許可証管理弁法》等の法律法規に基づき、本弁法を制定する。

第二条 輸出管理を実施する両用品目の輸出許可証管理に、本弁法を適用する。

第三条 商務部は全国の両用品目輸出許可証の一元管理部門であり、関係部門と共同で両用品目輸出許可証管理弁法および関連規則と制度を制定し、両用品目輸出許可証管理弁法の執行状況を検査し、法に従って違反行為を処罰することに責任を負う。

第四条 商務部割当額許可証事務局（以下、許可証局と略）および商務部が委託する省級商務主管部門を両用品目輸出許可証の証書発行機関とする（以下、証書発行機関と略、リストは付属文書を参照）。

商務部は各証書発行機関の両用品目輸出許可証発行業務を統一管理、指導、調整する責任を許可証局に委託し、許可証局は商務部に対して責任を負う。省級商務主管部門は許可証局の統一管理の下で、委託された範囲内で両用品目輸出許可証の証書発行業務の責任を負う。

第二章 両用品目輸出許可証の交付、受領および使用

第五条 両用品目輸出許可証は範囲、条件および有効期間等の関連内容を明記しなければならない。

両用品目輸出許可証に明記する内容は商務部が決定する。

第六条 両用品目輸出許可証の交付、受領および使用はペーパーレス管理を実行する。特殊な状況下では紙媒体の許可証を交付することができる。

第七条 証書発行機関は商務部が許可を与えた電子情報に基づいて、相応の両用品目輸出許可証を発行する。輸出者は個人認証および電子署名機能をもつ電子キーを使用して商

務部業務システム統一プラットフォーム（商務部業務系統統一平台）にログインし、両用品目輸出許可証を受領する。

第八条 両用品目輸出許可証は通常“1 バッチ 1 許可証”制を実行し、許可証ごとに通関で一回のみ使用できる。同一契約の下で同一の商品を分割して輸出する必要がある場合、輸出者は許可申請時に商務部に分割して輸出する相応の部数の許可証を申請しなければならない。同一申請の分割数は最大で 12 回を超えてはならない。

海関（税関）は企業の申請に基づいて 1 自然日⁸内に同一契約下の、複数の税関申告書における海関商品番号（HS コード）が同一の製品に対して、数量を合計して 1 部の両用品目輸出許可証に対して核注⁹を行い、各許可証に対応する実際の通関総量に基づいて商務部データをフィードバックすることができる。

第九条 両用品目輸出許可証の有効期間は 1 年を超えないものとする。両用品目輸出許可証は許可された有効期間内に使用し、期限を過ぎたら自動的に失効する。

両用品目輸出許可証が有効期間内に使用できないことが見込まれる場合、輸出者は許可証執行の 20 営業日以上前に、商務部に許可の延長を申請し、承認を得た後に新しい許可証が発行される。許可証は 1 部につき一回延長できる。

第十条 海関（税関）申告書の対応する申告項目は両用品目輸出許可証に明記された管理品目、輸出業者、仕向国・地域等の重要要素情報と一致していなければならない。

第十一条 輸出者は両用品目輸出許可証に明記された範囲、条件および有効期間に厳格に従って許可証を使用しなければならない。

第十二条 海関商品番号（HS コード）に変更が生じて、輸出管理の要件に変更に関わらない場合、受領済みの両用品目輸出許可証は有効期間内に継続して使用することができ、許可証上の海関商品番号（HS コード）の変更を申請する必要はない。

⁸（訳者注）自然日とは営業日、および週末の休日、祝祭日の全てを含む 1 日 24 時間を指し、一般に営業日と区別するために使用される。参考：「自然日的计算方法是什么？自然日与工作日的区别在哪里？」

（和訊網・股票・財經知識 2024 年 8 月 22 日）<https://stock.hexun.com/2024-08-22/214106113.html>

⁹ 核注とは、輸出入の過程において海関（税関）が申告書の内容を審査・確認する手続きを言い、主に貨物の品名、数量、価格、税則番号などが実際の状況と一致しているか、また税関の監督管理要件を満たしているかを確認することを指す。

参考「海关已核注是支付了吗」（律臨 2024 年 6 月 19 日）

<https://lvlin.baidu.com/question/1830744848498106548.html>

第十三条 証書発行機関は海関（税関）のフィードバックした実際の通関データに基づいて両用品目輸出許可証を点検しなければならない。技術を輸出する場合、輸出者が実際に技術を輸出した状況に基づいて点検する。

第三章 特殊な状況の処理

第十四条 大口、ばら積みの両用品目の通関時の超過数量は両用品目輸出許可証に記載された輸出数量の 5%を超えてはならない。

第十五条 海外で展覧会に参加するまたは主催するために国外に発送する展示品について、輸出者は規定に従って両用品目輸出許可を申請しなければならない。

非買展示品については、両用品目輸出許可証の備考欄に“非買展示品”と明記しなければならない。輸出者は展覧会終了後 6 か月以内に、非買展示品を全て国内に返送し、海関（税関）は関係する出国時の許可証ごとに点検を行わなければならない。特殊な状況においては、海関（税関）に延長を申請できるが、延長は最長で 6 か月を超えてはならない。

第十六条 国外に発送する両用品目の見本または実験用サンプル、および国外に寄贈、協力、援助およびその他の方式で国外に移転する両用品目について、輸出者は規定に従って両用品目輸出許可を申請しなければならない。

第十七条 両用品目を郵便配達で国外に輸送する、または携帯して出国する場合、輸出者は規定に従って両用品目輸出許可を申請しなければならない。

第十八条 民間航空機部品の両用品目を国外で補修する、スペアパーツの輸出に別段の規定がある場合は、その規定に従う。

第十九条 両用品目の輸出で法に従って関連する管理品目の輸出経営資格および輸出商品の割当額を取得する必要がある場合、輸出者は相応の資格条件を備えていなければならない。

第四章 監督検査

第二十条 両用品目輸出許可証は許可証を受領した輸出者の使用に限られる。

両用品目輸出許可証を売買、譲渡、改竄、偽造および変造してはならない。

第二十一条 両用品目輸出許可証がひとたび発行されたならば、いかなる団体および個人も許可証の内容を変更してはならない。

両用品目輸出許可証の有効期間内に、輸出者が両用品目の種類、仕向国・地域、エンドユーザー、最終用途等の重要要素を変更する必要がある場合、規定に従って両用品目輸出許可を再申請し、もとの許可証を返却し、輸出を一時停止しなければならない。

両用品目輸出許可証の有効期間内に、輸出者が両用品目輸出に関わるその他の非重要要素を変更する必要がある場合、商務部に両用品目輸出許可変更の申請を提出し、関係照明資料をありのままに提出し、許可証の使用を一時停止しなければならない。変更が許可された場合、新しい両用品目輸出許可証を交付し、もとの許可証を取り消す；変更が許可されなかった場合、輸出者はもとの許可証に明記された範囲、条件および有効期間に従って両用品目を輸出しなければならない。

第二十二條 輸出者は両用品目の輸出に関わるエンドユーザーと最終用途証明書および契約、送り状、帳簿、証票、業務上の通信文等の関連資料を適切に保管しなければならない、保管期間は5年以上とする。法律・行政法規で別段の規定がある場合、その規定に従う。

第二十三條 如何なる団体および個人も輸出者が《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》および本弁法の規定に違反する行為を商務部に通報することができる。商務部は通報者の秘密を守り、法に従って違法行為を調査して処分しなければならない。調査して事実であることが証明された場合、商務部は関連規定に従って通報者に褒賞を与えることができる。

第二十四條 証書発行機関は証書発行データ等の情報を海関（税関）に速やかに転送し、海関（税関）がフィードバックしたデータを入念に照合し、両用品目輸出許可証の使用状況を毎月検査し、輸出者に実際の輸出における輸送、到着、設置、使用およびエンドユーザー、最終用途に異常のあったことを発見した等の状況を速やかに報告するよう督促しなければならない。

第二十五條 許可証局は各証書発行機関に対して検査を行う責任を負う。検査の内容は証書発行機関の本弁法の執行状況および本弁法の違反問題とする。検査の方式は、各証書発行機関による半年ごとの自己検査と許可証局による抽出検査を結び付けた方法で実施する。

第二十六條 許可証局は海関（税関）がフィードバックした通関等のデータを照合し、証書発行機関が報告した問題を取りまとめ、本弁法第二十五條に従って検査状況を商務部に報告しなければならない。

第五章 法的責任

第二十七條 許可なく無断で両用品目を輸出した、両用品目輸出許可証に明記された範

囲、条件、有効期間を超えて両用品目を輸出した、またはその他の方法で許可証を違法に使用した場合、商務部は《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国対外貿易法》《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》および関連する法律・行政法規の規定に従って処罰する。

輸出者が実際に輸出した管理品目、仕向国・地域、エンドユーザー、最終用途等の重要要素が両用品目輸出許可証の情報と一致しない場合、許可なく無断で輸出したものとみなす。

第二十八条 法律・行政法規の規定により海関（税関）が処罰する場合、《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》等の関連規定に従って処罰する。犯罪を構成する場合、法に従って刑事責任を追究する。

第二十九条 両用品目中の監督規制化学品の違法輸出は、工業情報化部が《中華人民共和国輸出管理法》《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》《中華人民共和国監督規制化学品管理条例》の規定に従って処罰する。

第三十条 欺瞞、賄賂等の不正な手段によって両用品目輸出許可証を取得した、または両用品目輸出許可証を不法に譲渡した場合、《中華人民共和国輸出管理法》等の関連規定に従って処罰する。

両用品目輸出許可証を偽造、変造、売買した場合、《中華人民共和国輸出管理法》等の関連規定に従って処罰する。

第三十一条 第十五条の規定に違反し、両用品目輸出許可管理の非買展示品を期日通りに全て返送せず、海関（税関）が点検していなかった場合、海関（税関）は関連規定に従って処理し、関連状況を商務部に通知する。商務部は関連輸出者に警告を与える、またはこれに対して一万人民元以下の罰金に処することができる。

第三十二条 各証書発行機関は権限を越える、または証書発行の範囲を超えて両用品目輸出許可証を発行してはならない。権限を越える、または証書発行範囲を超えて発行した両用品目輸出許可証は無効とする。

前項に関わる両用品目輸出許可証について、ひとたび究明されたならば、商務部はこれを取り消す。海関（税関）が実際の監督管理または案件処理の過程で発見した上記両用品目輸出許可証に関わる問題に対して、証書発行機関は明確に回答しなければならない。

第三十三条 権限を越えるまたは証書発行範囲を超えて証書を発行した証書発行機関について、商務部はこれに対する証書発行の委託を一時停止する、または取り消す。証書発行機関の職員が職務をおろそかにする、私欲のために不正を働く、または職権を濫用し、犯罪

を構成した場合、法に従って刑事責任を追及する；まだ犯罪を構成しない場合、職場を異動させ、法に従って処分する。

第六章 付則

第三十四条 監督規制化学品の輸出入、商用暗号製品の輸入、核材料の輸出、易制毒化学品（有毒化学品前駆物質）の輸出入、放射性同位体の輸入はそれぞれ《中華人民共和国監督規制化学品管理条例》《中華人民共和国商用暗号管理条例》《中華人民共和国核輸出管理条例》《中華人民共和国易制毒化学品管理条例》《放射性同位体・放射線装置安全・防護条例》の関連規定に基づいて許可を申請し、関連行政主管部門の許可文書取得後、本弁法を参照して両用品目輸出許可証を申請・受領および使用することができる。

第三十五条 商務部は海関（税関）総署と共同で《両用品目輸出入許可証管理リスト》（以下《管理リスト》と略）を制定および調整し、公告形式で公布する。

《管理リスト》の品目を輸出するには、その品目が《管理リスト》に海関商品番号（HSコード）が明記されているか否かに関わらず、すべて法に従って両用品目輸出許可証の手続きを行わなければならない。

海関商品番号（HSコード）は税関申告の参考に過ぎない。海関（税関）商品の分類結果は両用品目に該当するか否かを判定する根拠になりえない。

第三十六条 《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》に基づいて、包括許可を取得した、または登録・情報記入方式で輸出証明書を取得した場合、本弁法を参照して証書の管理を行うことができる。

第三十七条 両用品目の国境通過、中継輸送、通し運送、再輸出または海関（税関）特殊監督管理区域や保税監督管理場所から国外への輸出は、すべて両用品目輸出許可を申請・受領しなければならない。具体的な方法は商務部が海関（税関）総署を共同で制定する。

中華人民共和国の国内において、両用品目が海関（税関）特殊監督管理区域と保税監督管理場所の間で出入する、または海関（税関）特殊監督管理区域と保税監督管理場所の外から海関（税関）特殊監督管理区域と保税監督管理場所に入る場合、両用品目輸出許可証の手続きは必要なく、海関（税関）が監督管理を行う。

第三十八条 商務部は委託した証書発行機関に対して調整行う際、調整の日より、もとの証書発行機関は相応の両用品目輸出入許可証を発行してはならない。輸出入者が証書発行機関の調整前に受領した両用品目輸出入許可証は有効期間内において継続して使用することができる。

第三十九条 本弁法は商務部・海関（税関）総署が解釈に責任を負う。

第四十条 本弁法は○年○月○日より施行し、もとの《両用品目・技術輸出許可証管理弁法》（商務部・海関総署令 2005 年第 29 号）は同時に廃止する。

《貨物輸入許可証管理弁法》（商務部 2004 年 27 号令）、《貨物輸出許可証管理弁法》（商務部令 2008 年第 11 号）の両用品目に関わる規定が本弁法と一致しない場合、本弁法に準じる。

法律・行政法規および商務部に両用品目輸出許可証で別段の規定がある場合、その規定に従う。

付属文書：証書発行機関リスト

付属文書

証書発行機関リスト

商務部割当額許可証事務局

北京市商務局

天津市商務局

河北省商務庁

山西省商務庁

内蒙古自治区商務庁

遼寧省商務庁

吉林省商務庁

黒竜江省商務庁

上海市商務委員会

江蘇省商務庁

浙江省商務庁

安徽省商務庁

福建省商務庁

江西省商務庁

山東省商務庁

河南省商務庁

湖北省商務庁

湖南省商務庁

広東省商務庁

広西チワン族自治区商務庁

海南省商務庁

重慶市商務委員会

四川省商務庁

貴州省商務庁

雲南省商務庁

チベット自治区商務庁

陝西省商務庁

甘肅省商務庁

青海省商務庁

寧夏回族自治区商務庁

新疆ウイグル自治区商務庁

新疆生產建設兵團商務局

大連市商務局

青島市商務局

寧波市商務局

廈門市商務局

深圳市商務局